第１章　総規（南空知公衆衛生組合規約）

○南空知公衆衛生組合規約

昭和42年5月17日

地方第 542 号指令

改正　昭和42年11月28日空総務第0016号　　昭和44年04月21日空総務第0066号

　　　　　　　昭和49年10月30日空振興第0247号　　平成05年08月30日空振興第1220号

　　　　　　　平成09年02月25日空振興第2383号　　平成19年03月27日空地政第5179号

　（組合の名称）

第１条　この組合は、南空知公衆衛生組合（以下「組合」という。）という。

　（組合を組織する地方公共団体）

第２条　組合は、長沼町、由仁町、南幌町（以下「３町」という。）をもって組織する。

　（組合の共同処理する事務）

第３条　組合は、ごみの収集処理に関する事務を共同処理する。

　（組合の事務所の位置）

第４条　組合の事務所は、夕張郡長沼町東５線北８番地におく。

　（組合の議会の組織及び議員の選挙の方法）

第５条　組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、9人とする。

２　組合議員は、3町の議会において議員のうちから互選された者それぞれ3人とする。

３　組合議員が欠けた場合は、その町の議会において直ちに補欠の組合議員の互選をしなければならない。

　（組合議員の任期）

第６条　組合議員の任期は、それぞれ町の議会議員の任期による。

　（組合の執行機関の組織及び選任の方法）

第７条　組合に組合長1人、副組合長2人、事務管理者1人をおく。

２　組合長及び副組合長は、3町の長の互選による。

３　事務管理者は、組合長の属する町の副町長をもってあてる。

　（組合長、副組合長、事務管理者の任期）

第８条　組合長、副組合長、事務管理者の任期は、3町の長、副町長としての任期による。

第１章　総規（南空知公衆衛生組合規約）

　（会計管理者）

第８条の２　組合に会計管理者1人をおく。

２　会計管理者は、組合長の属する町の会計管理者をもってあてる。

　（組合長等の報酬）

第９条　組合長、副組合長、事務管理者には、報酬を支給しないものとする。

　（補助職員）

第１０条　組合に職員をおき、組合長がこれを任免する。

　（監査委員）

第１１条　組合に監査委員2人をおく。

２　監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。

３　監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあっては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（組合の経費の支弁方法）

第１２条　組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、３町の分賦金及びその他の収入をもってこれにあてる。

２　前項の3町の分賦金の分賦割合は、組合の議会の議決により定める。

　（補則）

第１３条　この規約に定めるものを除くほか必要な事項は、組合の議会の議決により定める。

　　　附　則

　この規約は、北海道知事の許可の日から施行する。

　　　附　則（昭和42年11月28日空総務第16号）

　この規約は、北海道知事の許可の日から施行する。

　　　附　則（昭和44年04月21日空総務第66号）

　この規約は、北海道知事の許可の日から施行する。

　　　附　則（昭和49年10月30日空振興第247号）

　この規約は、北海道知事の許可の日から施行する。

　　　附　則（平成05年08月30日空振興第1220号）

　この規約は、北海道知事の許可の日から施行する。

　　　附　則（平成09年02月25日空振興第2383号）

　この規約は、北海道知事の許可を得て、平成9年4月1日から施行する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第１章　総規（南空知公衆衛生組合規約）

　　　附　則（平成19年03月27日空地政第5179号）

　（施行期日）

１　この規約は、平成19年4月1日から施行する。

　（経過措置）

２　この規約の施行の際現に助役である者は、この規約による改正後の第7条第3項の規定により、事務管理者として選任されたものとみなす。

（～６２）